

最近の年金関連トピックス

平成29年1月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金関連	
1-1. 法案可決「公的年金の受給資格期間を10年に短縮」	… 4
1-2. 法案可決「公的年金改革関連法」	… 5
2. 企業年金関連	
2-1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の公布 について	… 7
2-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集 について	… 9
2-3. ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討	… 11
2-4. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・告示の公布 および通知の発出について	… 12
2-5. ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第33号「リスク分担型企業 年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表	… 13
2-6. ASBJ リスク分担型企業年金のIFRSでの取扱いに関する議論内容を公開	… 16
3. 各種利率関連	
3-1. 平成29年度の非継続基準の予定利率の見込み 年1.46% (厚年、DB)	… 18
3-2. 平成28年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率: 年7.57%(告示改正)	… 19
4. その他のトピックス	
4-1. 平成29年度税制改正大綱について	… 22
5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成28年10月～12月)	… 24

※ 平成28年10月～平成28年12月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・通知が発出》 ⇒ P.12

平成28年12月14日、リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・告示の公布および通知が発出されました。施行日は平成29年1月1日であり、平成29年1月1日以降の掛金の変更日から、新しい財政運営ルールへの適用が可能、すなわち財政悪化リスク相当額の算定が可能となります。

ただし、経過措置として、リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金制度については、計算基準日が平成29年12月31日までの財政計算（財政再計算含む）では、従前の財政運営ルールへの適用が可能、すなわち財政悪化リスク相当額の算定は任意となります。財政悪化リスク相当額を算定した場合、翌年度末の財政検証以降、新たな財政均衡の考え方を適用することとなります。

適用時期イメージ（事例）



《リスク分担型企業年金の会計上の取扱い》 ⇒ P.13

リスク分担型企業年金の会計上の取扱いについては、平成28年12月16日にASBJが「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表しています。内容は、平成28年6月に公表された公開草案とほぼ同じです。主なポイントは以下の通りです。

会計上の分類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規約に定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、会計上「DC」として取扱う ✓ 要拠出額（特別掛金除く）を費用とし、貸借対照表には負債を計上しない ✓ 直近の分類判定に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合には、会計上の分類について再判定を行うことが求められる
制度移行時の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存の確定給付型制度（確定給付企業年金、退職一時金等）から移行する場合は、「制度終了の会計処理」を行う ✓ 具体的には、過去期間分を含めてDCに移行する場合と同様に、 <ul style="list-style-type: none"> ① 移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額を費用処理 ② 移行部分に相当する未認識項目（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用）を費用処理 ✓ なお、移行時点で年金財政上の特別掛金が存在する場合、特別掛金相当額の総額を未払金に計上し、損益として処理したうえで、①及び②の処理を行う 未払金は、特別掛金拠出の都度取り崩す（特別掛金は、要拠出額に含めず拠出時には費用とはならない）
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注記として以下の3点の開示が求められる <ul style="list-style-type: none"> (1) リスク分担型企業年金の概要（例えば次のような内容を記載） <ul style="list-style-type: none"> ① 標準掛金相当額に加え、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること ② 毎事業年度における財政状態に応じて給付額が増減し、年金財政の均衡が図られること (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額 (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び残存年数

1. 公的年金関連

1-1. 法案可決「公的年金の受給資格期間を10年に短縮」

- 公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮

～以下、メールマガジン「法案可決「公的年金の受給資格期間を10年に短縮」」転載～

11月16日、参議院本会議において公的年金の受給資格期間短縮の施行日改正に係る法案が全会一致で可決されました。

●法律の概要

公的年金の受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、施行期日を「消費税10%引上げ時」から「平成29年8月1日」に改める。

(同年9月分の年金から支給され、初回の支払いは同年10月からとなる)

公的年金の受給資格期間短縮は、無年金の救済を目的として既に平成24年施行の「年金機能強化法」で定められていますが、当該法律では施行日が消費税10%への引上げ時とされていました。

消費税の引上げは平成29年4月から延期されることが表明されています。一方で、無年金の問題は喫緊の課題であるとの認識から、消費税引上げを待たずに実施すべく、今般施行日を改正するための法案が提出され可決されたものです。

1-2. 法案可決「公的年金改革関連法」

- マクロ経済スライド、賃金・物価スライドについてのルールを見直し

～以下、メールマガジン「法案可決「公的年金改革関連法」」転載～

12月14日、参議院本会議において公的年金に関する年金改革法案「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決されました。

<法律の概要>

●短時間労働者への被用者保険適用拡大の促進【平成29年4月実施】

平成28年10月より従業員 501人以上規模の企業で働く一定の要件を満たす短時間労働者が被用者保険の適用対象となったが、これに対して従業員 500人以下の企業についても労使合意に基づき企業単位で適用拡大を可能とする。

●国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除【平成31年4月施行】

国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定前月から4ヶ月間)の国民年金保険料を免除し、この期間は満額の基礎年金を保障する。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げる(平成31年度以後)。

●年金額の改定ルールの見直し

(1)マクロ経済スライドのルールについて【平成30年4月施行】

年金の名目額が前年度を下回らない範囲で、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を繰り越して調整する。

(2)賃金・物価スライドについて【平成33年4月施行】

賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定する。

●GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)組織等見直し【平成29年10月施行】

(1)独任制から合議制へ転換を図り経営委員会新設等のガバナンス改革を実施

(2)資産運用におけるリスク管理方法を多様化し、短期資金の運用方法を追加

※短期資金の運用方法の追加は公布日から3ヶ月以内に施行

●日本年金機構の国庫納付規定の整備【公布日から3ヶ月以内施行】

日本年金機構に不要財産(使用していない宿舍等)が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける

2. 企業年金関連

2-1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の公布について

- 6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を公布
- 内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」

三菱UFJ年金ニュースNo.424(10/5)

改正法の概要

【施行日】平成29年1月1日

- 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。

公布された関係省令の概要

項番	項目	省令の概要
1	企業型DC規約の閲覧	(第4条の3)追加 事業主は企業型DCの規約を事業所ごとに備え置き閲覧させる場合、電磁的方法での代替を可能とする
2	連合会への通知事項	(第4条の4)追加 企業型DCの加入者が個人型DCに加入可能である旨を事業主が規約に定めた場合の国民年金基金連合会への通知事項および提出書類を規定
3	加入者等への通知内容の拡充	(第21条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した場合、加入者等への通知内容に通算加入者等期間等を加えるよう規定 なお、加入者等の承諾を得た場合は電磁的方法による提供も可能 (経過措置)本規定は、施行日から1年間は適用しない
4	企業型DCの加入者等原簿への通算加入者等期間の記録	(第15条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者について、各々の記録関連運営管理機関で管理する必要な記録の内容を追加
5	個人型DCの加入者等帳簿への通算加入者等期間の記録	(第56条) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者について、各々の記録関連運営管理機関で管理する必要な記録の内容を追加
6	老齢給付金の請求時における通算加入者等期間の通算	(第22条の2)追加 企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を行う

2-1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の公布について

公布された関係省令の概要(つづき)

項番	項目	省令の概要
7	脱退一時金の請求時における通算拠出期間等の通算	(第69条の2) 企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を行う
8	老齢給付金の額の算定方法の変更	(第4条)(第33条) 企業型DCと個人型DCの個人別管理資産をそれぞれ保有している場合の老齢給付金の額について、企業型DCと個人型DCの各々の個人別管理資産に基づき算定するよう規定
9	個人型DC加入対象外の範囲を定める規定の削除	(第38条)削除 個人型DCの加入者とならない者の規定を削除
10	企業型DCの事業主に係る運営管理業務報告書(様式第8号)の様式変更	企業型DCの事業主に係る運営管理業務報告書(様式第8号)の様式が一部変更 (経過措置)施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用する
11	個人別管理資産の移換に関する経過措置	(経過措置期間) 「平成29年1月1日」～「平成28年6月3日から2年以内で政令で定める日」 (第6条) 個人型DC加入者となることができる者または個人型DC運用指図者が、企業型DCの加入者資格を取得した場合、個人型DCの個人別管理資産を移換しないことを申し出た場合の必要な手続きを規定 (第7条) 個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である企業型DC加入者が、企業型DCの加入者資格を喪失し、引き続き個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である場合、その企業型DCの個人別管理資産の移換を連合会に申し出た場合の必要な手続きを規定

2-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集について

- 6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令案についての意見募集を開始
- 内容は、平成30年1月1日施行の「DC掛金の拠出限度額の年単位化」

三菱UFJ年金ニュースNo.425(12/5)

改正法の概要

【施行日】平成30年1月1日

- 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更。

今回開示された関係政令案の概要

1. 確定拠出年金法施行令の一部改正

項番	項目	政令案の概要
(1)	年単位化に伴う拠出の方法を規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 掛金の拠出については、加入者期間の計算基礎となる期間について拠出 ✓ 12月から翌年11月までの12月間(この間において、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間)を単位として拠出 ✓ ただし、規約に定めれば12月間を区分した期間ごと(例:毎月、3カ月等)に拠出可
(2)	年単位化に伴う拠出限度額の規定の改正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出限度額は、企業型DC、個人型DCごとに各月の拠出限度額(個人型DCで、国民年金保険料の納付がされていない月については、0円とする)を積み上げたもの(その前に区分した期間に係る拠出がある場合は、前の区分した期間に係る掛金額を控除した額)とし、使い残した拠出限度額は繰り越す ✓ 加入資格喪失後、再び加入資格を取得した場合は、加入資格喪失前の使い残した拠出限度額を繰り越す ✓ 上記、拠出限度額の繰り越しは、前述(1)の12月間の範囲内で実施可
(3)	年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DCの掛金の納付期限日は、拠出する期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日(企業型DC加入者が資格を喪失した場合は、資格喪失日から同日が属する月の翌月の末日までの日)とする ✓ 納付期限日までに納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、納付期限日を延長できる

2-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集について

今回開示された関係政令案の概要(つづき)

2. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

項番	政令案の概要
(1)	✓ 存続厚生年金基金の実施事業主が企業型DCを実施している場合の拠出限度額について確定拠出年金法施行令の一部改正と同様に改正する。

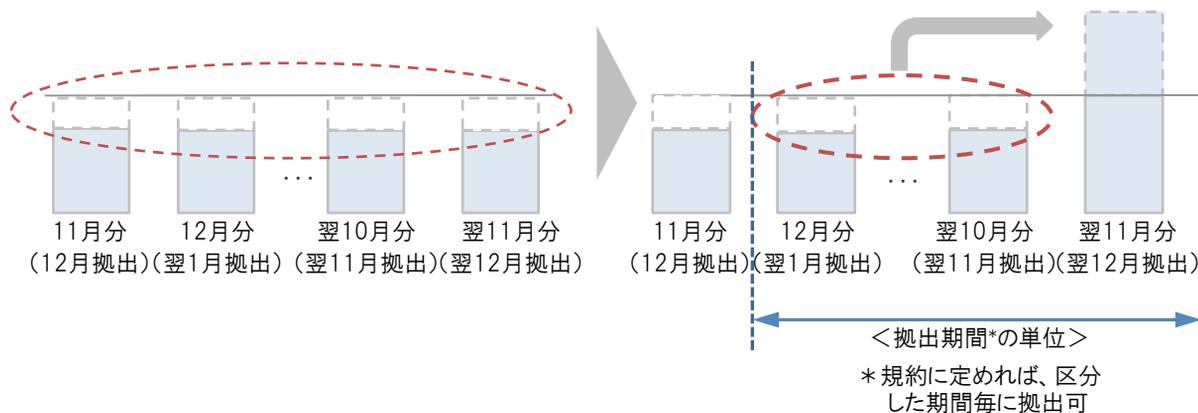
ご参考:DC掛金の拠出限度額の年単位化(イメージ図)

✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更

(拠出期間は12月～翌年11月までの12月間を単位とする)

<現行> 各月で拠出限度額の使い残しが発生

<法改正後> 12月分～翌10月分の使い残しを11月分の拠出時にまとめて拠出することが可能



2-3. ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討

- 実務対応報告公開草案の事務局案が示される
- 委員間での意見は分かれ、引続き審議は継続へ

～以下、メールマガジン「ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討」転載～

12月2日、企業会計基準委員会(ASBJ)が開催され、マイナス金利に関連する会計上の論点について議論されました。

マイナス金利に関しては、前回の委員会で、退職給付債務算定上の割引率の取扱いについて、実務対応報告等の基準作成が必要などの方向性が確認されましたが、本日は、実務対応報告公開草案の事務局案「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率の取扱い(案)」が示されました。

事務局案の内容は、3月に示された暫定的取扱いと同じく、「利回りの下限として零を利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法も妨げられない」となっています。ただ、委員間の意見は分かれており、引き続き審議は継続されます。

2-4. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・告示の公布および通知の発出について

- リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る政省令等が公布
- 施行日は、1月1日（経過措置あり）

三菱UFJ年金ニュースNo.427(12/14)

ポイント

➤ 施行日：平成29年1月1日

平成29年1月1日以降の掛金の変更日から、新しい財政運営ルールを適用（経過措置）

リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金制度においては、平成29年12月31日までを計算基準日として行う財政計算については、従前の財政運営ルールを適用可

2-5. ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表

- 規約に定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、会計上、「DC」として取扱う
- 適用開始は、平成29年1月1日以降

三菱UFJ年金ニュースNo.428(12/16)

ポイント

- リスク分担型企業年金の会計上の取扱いは以下の通りです。
 1. 規約に定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、会計上「DC」として取扱う
(費用は要拠出額とし、負債を計上しない)
 2. 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から移行する場合は、制度終了の会計処理を行う
 3. 制度の概要、リスク分担型企業年金に係る退職給付費用、リスク対応掛金の未拠出額及び残存拠出年数を開示する
- 適用開始は、平成29年1月1日以降となります。

2-5. ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表

リスク分担型企業年金の会計上の分類

- ✓ 規約で定められた掛金(標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金)以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は会計上、DCとして取り扱われます。
- ✓ すなわち、要拠出額を費用とし、貸借対照表には負債を計上しない処理となります。
- ✓ なお、リスク分担型企業年金の給付調整部分を他の制度から補填する場合、補填する制度だけでなく、補填されるリスク分担型企業年金もDBとして取り扱われます。
- ✓ また、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の分類について再判定を行うことが求められます。

制度移行時の会計処理

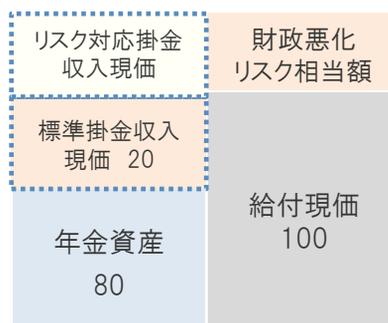
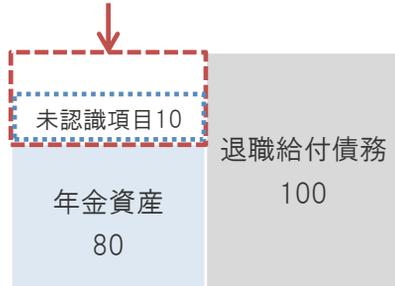
- ✓ 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から、リスク分担型企業年金に移行する場合、「制度終了の会計処理」を行います。
- ✓ 具体的には、過去期間分を含めてDCに移行する場合と同様に、①移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理、②移行部分に相当する未認識項目(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用)の費用処理、を行います(例1)。
- ✓ なお、移行時点で年金財政上の特別掛金が存在する場合、特別掛金相当額の総額を未払金に計上し、損益として処理したうえで、①及び②の処理を行います(例2)。未払金は、特別掛金拠出の都度取り崩されます(特別掛金は、拠出時には費用とはなりません)。

<例1:移行時の処理(特別掛金がない場合)>

【会計上の積立状況】

【リスク分担型企業年金移行時点の財政状況】

退職給付に係る負債 20

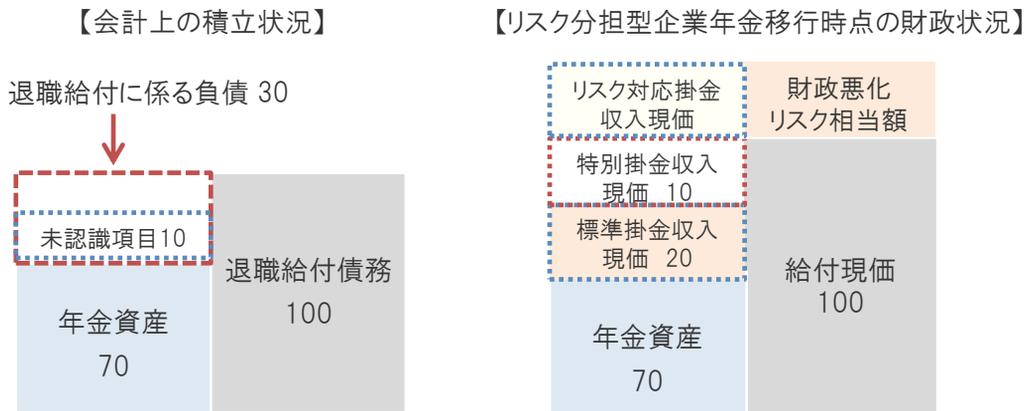


- ① 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理
減少する退職給付債務(100)－減少する年金資産(80)＝20(利益)
- ② 移行部分に相当する未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理＝10(損失)

特別利益
①+②＝10

2-5. ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表

<例2:移行時の処理(特別掛金がある場合)>



特別掛金未拠出額(割引前) = 15

★特別掛金未拠出額(割引前)を費用計上

特別掛金未拠出額の費用処理 = 15(損失)・・・未払金を計上

- ① 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理
減少する退職給付債務(100) - 減少する年金資産(70) = 30(利益)
- ② 移行部分に相当する未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理 = 10(損失)

特別利益
★+①+②
= 5

情報開示

✓ 注記として以下の3点の開示が求められます

(1) リスク分担型企業年金の概要

例えば次のような内容を記載します

- ① 標準掛金相当額他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること
- ② 毎事業年度における財政状態に応じて給付額が増減し、年金財政の均衡が図られること

(2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額

(3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

2-6. ASBJ リスク分担型企業年金のIFRSでの取扱いに関する議論内容を公開

- ASBJがリスク分担型企業年金のIFRS上での取扱いについての議論内容を公表

～以下、メールマガジン「ASBJ リスク分担型企業年金のIFRSでの取扱いに関する議論内容を公開」転載～

企業会計基準委員会(ASBJ)内のIFRS適用課題対応専門委員会(以下、専門委員会)におけるリスク分担型企業年金のIFRSでの取扱いに関する議論内容が、12月16日にASBJのHPに公開されました。

ASBJでは、本年6月にリスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関して公開草案を公表しましたが、その後ASBJに対しIFRSにおける取扱いの検討を求める要望が寄せられていました。しかし、IFRSの解釈を行う権限はIFRS解釈指針委員会(IFRIC)にあり、日本の会計基準の設定主体であるASBJにはないため、以下の議論を行いました。

○リスク分担型企業年金のIFRS上の分類

リスク分担型企業年金は追加的な掛金を拠出する法的義務が生じない設計になっており、IFRSでもDCIに分類される(ただし、規約内容や従業員に対する説明などで推定的債務がないことを判断することが必要)

○DCIに分類される場合の会計処理

標準掛金相当額及びリスク対応掛金相当額を費用として処理

○DCIに分類されるリスク分担型企業年金に移行する際の会計処理

清算(日本基準における制度終了)に該当する特別掛金相当額は移行時に負債を認識する

なお、この専門委員会での議論はIFRSでの取り扱いを保証するものではありません。ただ、IFRSに精通した専門家が一致した見方を示したという事実は、実務上参考に値すると考えられます。

3. 各種利率関連

3-1. 平成29年度の非継続基準の予定利率の見込み 年1.46%（厚年、DB）

- 平成29年度の厚年基金およびDB年金における非継続基準の予定利率は年1.46%の見込み

三菱UFJ年金ニュースNo.426(12/8)

非継続基準の予定利率の見込みについて

- ✓ 非継続基準の予定利率は30年国債の直近5年間の平均利回りを勘案して設定されています。
- ✓ 平成28年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、直近5年間の平均利回りが1.456%となり、上記の見込みとなりました。
- ✓ 平成28年度の非継続基準の予定利率は1.76%ですが、平成29年3月末を目途に、告示および予定利率の改正が行われることとなります。
- ✓ なお、平成29年度の予定利率が1.46%の場合、一定の手続きを前提に予定利率を1.168%～1.752%の間で設定することも可能です。

3-2. 平成28年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率:年7.57%(告示改正)

- 平成28年7月～9月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は7.57%(年率)

三菱UFJ年金ニュースNo.429(12/21)

ポイント

- 今般の告示改正により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成28年7月～9月における利回りが7.57%(年率)とされました。
- 当該利回りは、平成28年7月31日から平成29年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- 平成29年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成28年度の利回り(平成29年8月公表予定)が適用される予定です。

3-2. 平成28年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率:年7.57%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—			—	—	<ご参考> 年度換算
平成10年度	4.15%	—			—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%			(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%			4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%			3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%			3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%			1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%			0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%			4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%			2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%			6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%			3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%			▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%			▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%			7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%			▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%			2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%			9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%			8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	▲14.64%	7.57%	—	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	—			▲3.63%	—	—

今回確定分

4. その他のトピックス

4-1. 平成29年度税制改正大綱について

- 企業年金関連は、以下2点が織り込まれる
 - ① 特別法人税の課税凍結期間の延長
 - ② DCにおける退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し

～以下、メールマガジン「平成29年度税制改正大綱について」転載～

平成28年12月8日に自由民主党と公明党は「平成29年度税制改正大綱」を公表しましたので、企業年金に関連する項目についてご案内します。

《本日公表された与党税制改正大綱》

◆退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長

退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止（凍結）期限が平成29年3月末に到来することに伴い課税の停止措置について3年間延長（平成32年3月末まで）される旨が示されました。

◆確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し

確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数について、他制度から確定拠出年金へ移換があった場合、他制度において移換資産の算定基礎となった期間のうち、「加入者が60歳に達した日の前日が属する月後の期間」及び「確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間」を含める取扱いに変更する旨が示されました。

なお、年金課税については、公的年金や公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討することが、昨年同様に今後の「検討事項」として明記されました。

5. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成28年10月～12月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年10月～12月)

	年金メールマガジン	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 10月	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(5)			(○)	
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の公布について		○		
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(6)			(○)	
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(7)			(○)	
平成28年 11月	個人型DC加入拡大に伴う事前受付開始(11月21日)について		(○)		
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(8)			(○)	
	厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案の意見募集について	(○)			
	法案可決「公的年金の受給資格期間を10年に短縮」	○			
	ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率の検討に着手			(○)	
平成28年 12月	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(9)			(○)	
	ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討			○	
	確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集について		○		
	平成29年度の非継続基準の予定利率の見込み 年1.46% (厚年、DB)		○		
	平成29年度税制改正大綱について				○

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年10月～12月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 12月	法案可決「公的年金改革関連法」	○			
	リスク対応掛金、リスク分担型企業年金等に係る政省令・告示の公布および通知の発出について		○		
	ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表			○	
	ASBJ リスク分担型企業年金のIFRSでの取扱いに関する議論内容を公開			○	
	平成28年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年7.57%(告示改正)	○			

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))